

洋上風力発電設備に関する審査基準 の最終とりまとめ方針

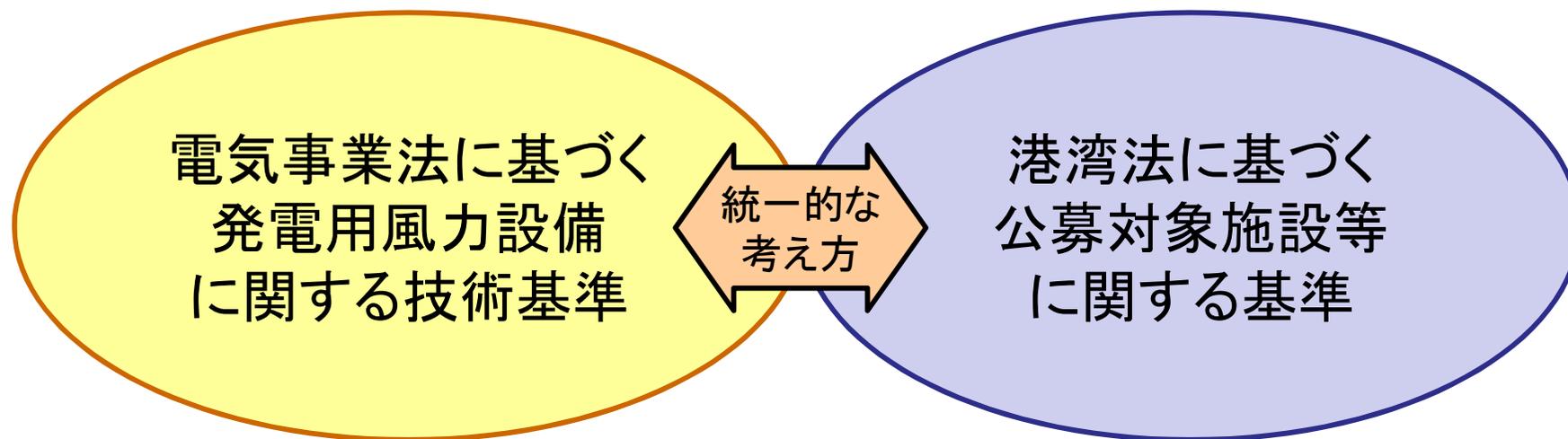
平成29年11月24日

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課

国土交通省 港湾局 海洋・環境課

1. 洋上風力発電設備に関する構造審査 のあり方

- 港湾区域に洋上風力発電設備を設置する場合、電気事業法に基づく工事計画届出の審査、港湾法に基づく水域占用手続の審査が必要とされている。
- それぞれの法令に基づく**審査手続きの合理化、事業者の負担軽減**のため、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を設置し、統一的な考え方に基づく基準策定に向けた検討を、平成28年9月に開始。



【洋上風力発電設備の基準類の策定スケジュール】

H28年度	H29年度	H30年度
港湾法の改正	洋上風力発電施設の構造審査基準 工事実施の方法の審査指針	維持管理の方法の審査基準

港湾における洋上風力発電施設検討委員会（H28.9.30 設置）

※ ◎は座長を表す。

◎ 牛山 泉 足利工業大学 理事長（委員長）
 清宮 理 早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授
 石原 孟 東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長
 経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課長
 国土交通省 港湾局 技術企画課長
 国土交通省 港湾局 海洋・環境課長

設計技術ワーキンググループ（H28年度～）

【委員】

◎ 清宮 理 早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授
 菊池 喜昭 東京理科大学 理工学部 土木工学科 教授
 白石 悟 北海道科学大学 工学部都市環境学科 教授
 善 功企 九州大学大学院 特任教授
 関田 欣治 (一財)沿岸技術研究センター 顧問
 高橋 重雄 (一財)沿岸技術研究センター 理事長
 山本 修司 (一財)沿岸技術研究センター 参与
 (国研)海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
 国土交通省 国土技術政策総合研究所

【オブザーバー】

電源開発(株)
 東京電力ホールディングス(株)
 経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課

【事務局】

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
 国土交通省 港湾局 海洋・環境課
 (一財)沿岸技術研究センター 洋上風力研究室
 (一社)寒地港湾技術研究センター

施工技術ワーキンググループ（H29年度～）

【委員】

◎ 清宮 理 早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授
 池谷 毅 東京海洋大学 海洋資源エネルギー学部門 教授
 岩波 光保 東京工業大学 理工学研究科 土木工学専攻 教授
 菊池 喜昭 東京理科大学 理工学部 土木工学科 教授
 本田 明弘 弘前大学 北日本新エネルギー研究所 教授
 関田 欣治 (一財)沿岸技術研究センター 顧問
 大野 正人 (一財)港湾空港総合技術センター 理事
 (一社)日本埋立浚渫協会
 (国研)海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
 国土交通省 国土技術政策総合研究所

【オブザーバー】

電源開発(株)
 東京電力ホールディングス(株)
 (国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構
 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
 経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課

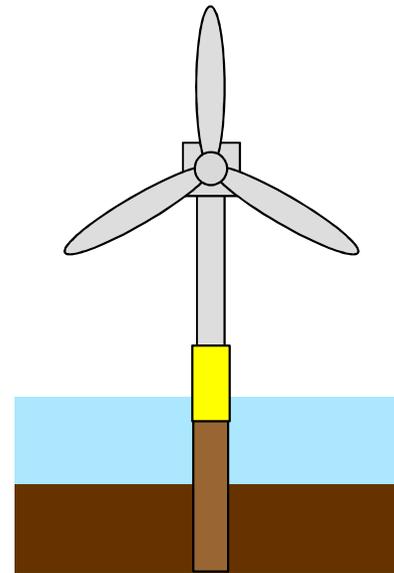
【事務局】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課
 (一財)港湾空港総合技術センター 洋上風力推進室

維持管理技術ワーキンググループ（H30年度～）

- 電気事業法において風力発電設備は、発電用風力設備の技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第53号)で定める風力発電設備の技術基準に適合する必要がある。
- 港湾法において公募対象施設は、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)及び公募対象施設等又はその維持管理の方法に関し必要な事項を定める告示(平成28年国土交通省告示第858)号で定める公募対象施設等の基準に適合する必要がある。
- 各法に基づく技術基準について、統一的な考え方を解説する「**洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説**」(以下、技術基準解説とする。)を策定し、**平成30年3月に公表**する。

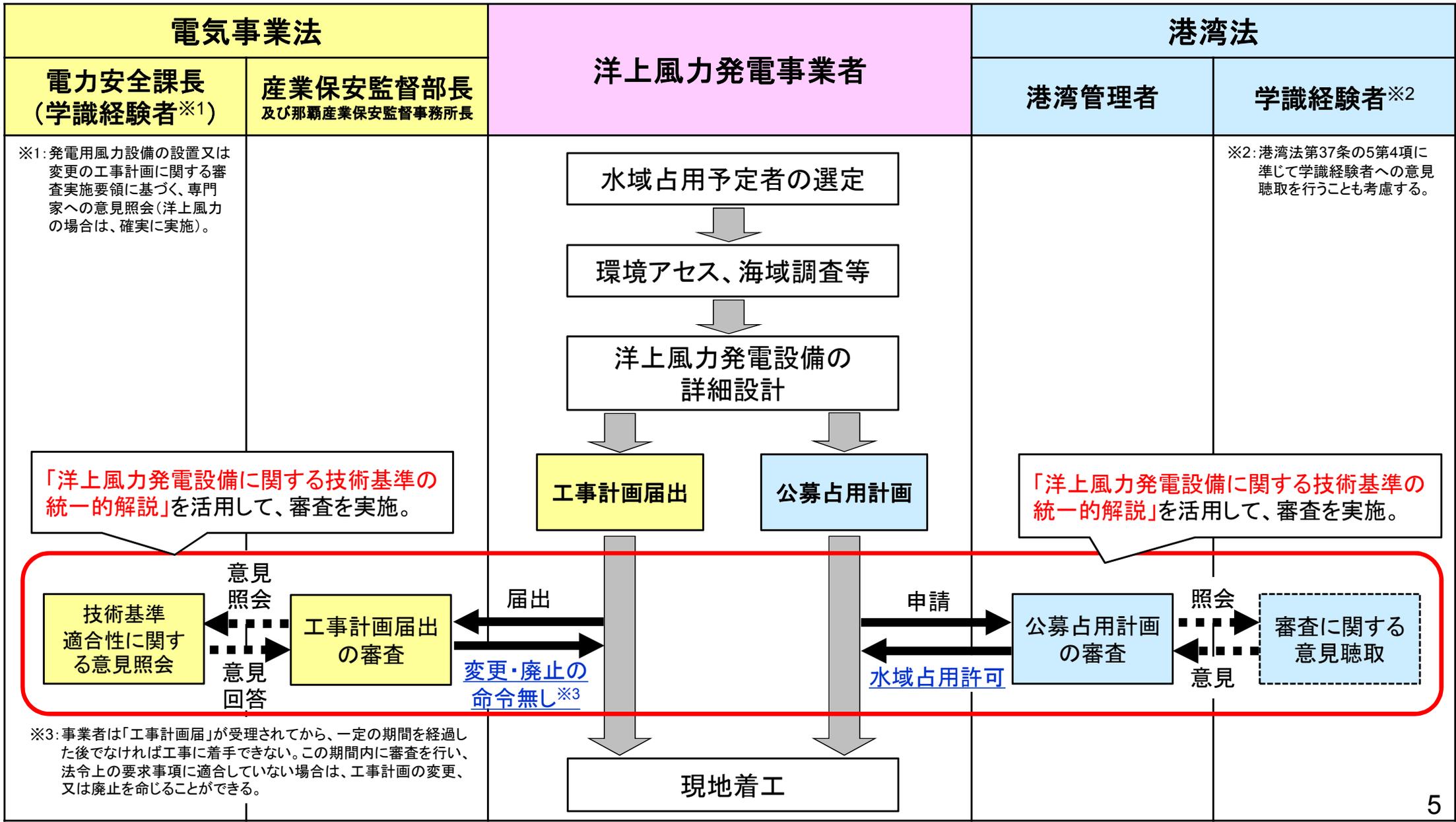
電気事業法に基づく
発電用風力設備
に関する技術基準



港湾法に基づく
公募対象施設等
に関する基準

統一的な考え方を解説する「**洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説**」を策定

○ 電気事業法に基づく工事計画届出、港湾法に基づく水域占用手続きについて、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」を活用して統一的な考え方で審査を実施する。これにより、各審査が合理化され事業者負担が軽減される。



2. 洋上風力発電設備に関する技術基準 の統一的解説のとりまとめ方針

- 技術基準解説は、風力発電設備の特性、我が国特有の自然条件、海外における技術との整合性に配慮しつつ、以下の点に留意して策定作業を実施。
 - 陸上の風力発電設備の技術基準との連続性
 - 港湾の施設の技術基準との連続性
 - 海外における洋上風力発電設備の設計規格との整合性
- これらに加え、構造の安全性・安定性を担保しつつ、設計等の合理化にも資する基準のあり方を検討。

- 下記の国内外の関連規格を参照しつつ、技術基準解説の策定作業を実施。

【関連法規等】

- 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈(風技解釈)に関する逐条解説(2017年3月31日改正)
- 風力発電設備支持構造物設計指針・同解説(2010年版)
- 港湾の施設の技術上の基準・同解説(2007年7月)

【国際規格等】

- IEC 61400-1: Wind turbines-Part1: Design requirements (2010)
- IEC 61400-3: Wind turbines-Part3: Design requirements for offshore wind turbines (2009)
- JIS C1400-1: 風車—第1部: 設計要件(2017)
- JIS C1400-3: 風車—第3部: 洋上風車の設計要件(2014)
- DNV GL-ST-0126: Support structures for wind turbines (2016)

- 技術基準解説は、総則、要求性能、作用する自然条件、設計・照査で構成。
- 第2章では、電気事業法と港湾法のそれぞれの基準で求められる要求性能等について規定。
- 第3章では、上記の要求性能を満たす設計を行うための自然条件等の作用の設定方法について規定。
- 第4章では、洋上風力発電設備の設計と、要求性能への適合性を確認する照査について解説。

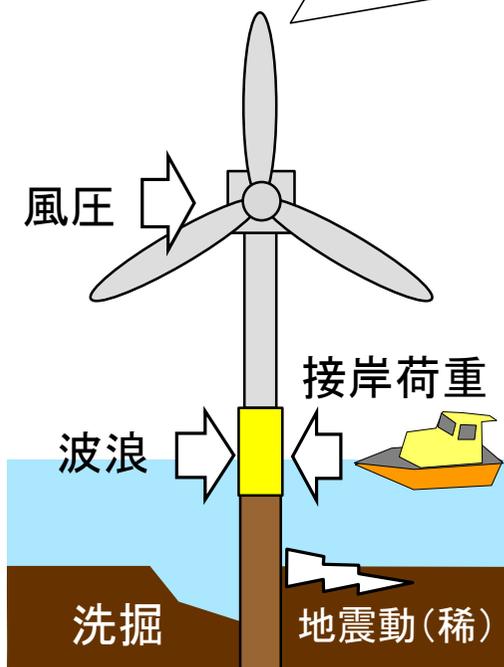
「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」の構成案

電気事業法 及び 港湾法	第1章 総則	第3章 洋上風力発電設備等に作用する自然条件等	3.1 一般	3.9 洗掘	
	第2章 洋上風力発電設備等の要求性能		3.2 風荷重	3.10 地盤	
	2.1 外力に対して安全な構造		3.3 潮位	3.11 接岸荷重	
	2.2 洋上風車の構造		3.4 波浪荷重	3.12 固定荷重・積載荷重	
	2.3 洋上風車の安全な状態の確保		3.5 地震荷重	3.13 その他の荷重	
	2.4 取扱者以外の者に対する危険防止措置		3.6 地盤の液状化・沈下	3.14 腐食作用	
	2.5 圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止		3.7 津波荷重	3.15 材料	
	2.6 公害等の防止		3.8 水の流れによる荷重		
	2.7 港湾機能及び周辺海域の利用に影響を与えない洋上風力発電設備等の設置		第4章 洋上風力発電設備の設計・照査	4.1 構造設計の基本方針	4.8 ジャケット構造の設計
	2.8 航行船舶からの視認性の向上		4.2 荷重の組合せ	4.2 荷重の組合せ	4.9 重力式基礎の設計
	2.9 船舶等との接触の防止		4.3 荷重抵抗係数法	4.3 荷重抵抗係数法	4.10 接合部の設計
	2.10 腐食の防止		4.4 許容応力度法	4.4 許容応力度法	4.11 建設・維持管理に必要な設備
2.11 施工及び維持管理等への対応	4.5 構造解析	4.5 構造解析	4.12 防食		
2.12 送電線等の敷設	4.6 タワーの設計	4.6 タワーの設計			
	4.7 モノパイル構造の設計	4.7 モノパイル構造の設計			

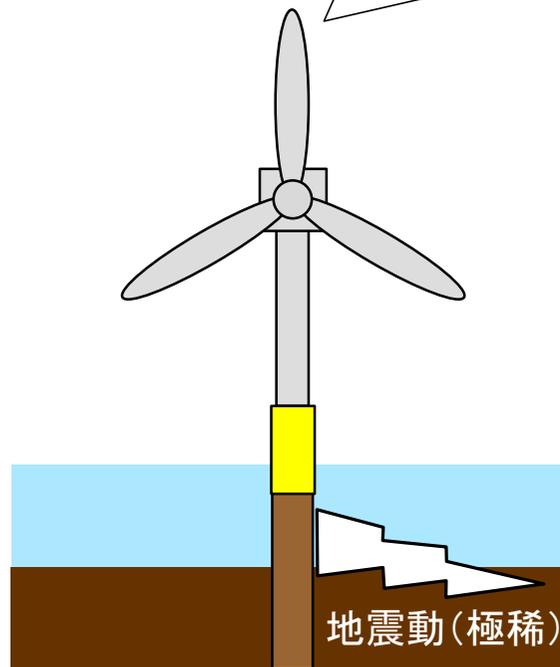
2.1 外力に対して安全な構造

- 洋上風力発電設備は、自重、積載荷重、風圧、水圧、積雪、氷圧、変動波浪、稀に発生する地震動、港湾施設の設計に用いるレベル1地震動等の作用により損傷せず、発電設備としての機能を満足するものとする。
- 極めて稀に発生する地震動等の作用により、倒壊、崩壊しないものとする。
- 上記に加え、被災により、港湾に存する耐震強化施設の利用等に支障を及ぼすおそれのある洋上風力発電設備については、港湾の耐震強化施設の設計に用いるレベル2地震動（以下、港湾L2地震動とする。）の作用によっても倒壊、崩壊しないことを確認するものとする。

発電設備としての機能を満足

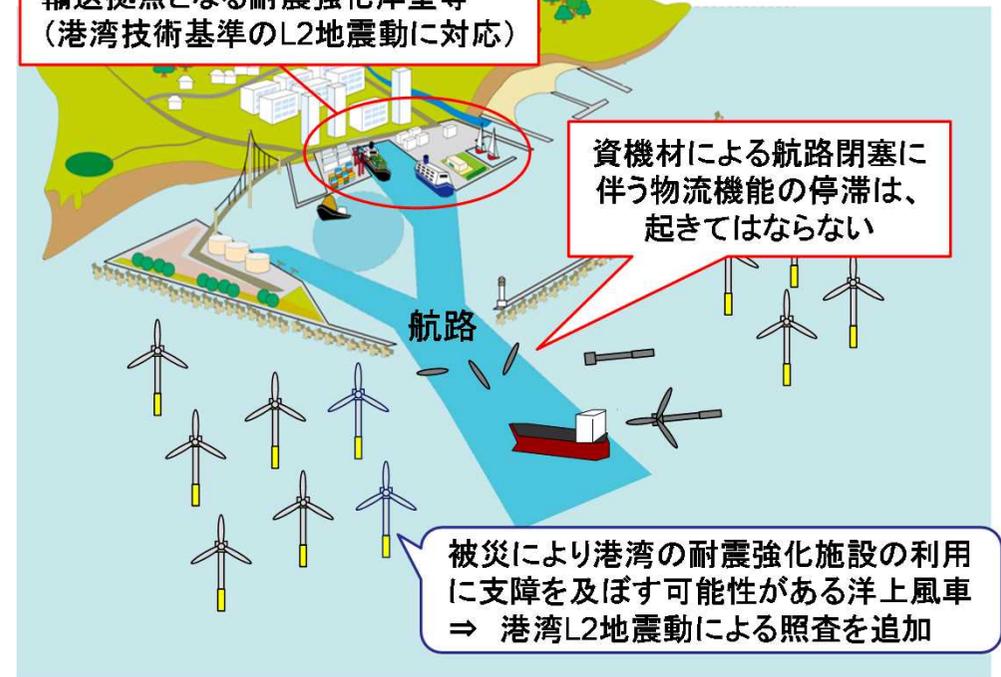


倒壊・崩壊しない



↑ 洋上風力発電設備に作用する外力の例

大規模地震発生時に緊急物資等の輸送拠点となる耐震強化岸壁等（港湾技術基準のL2地震動に対応）



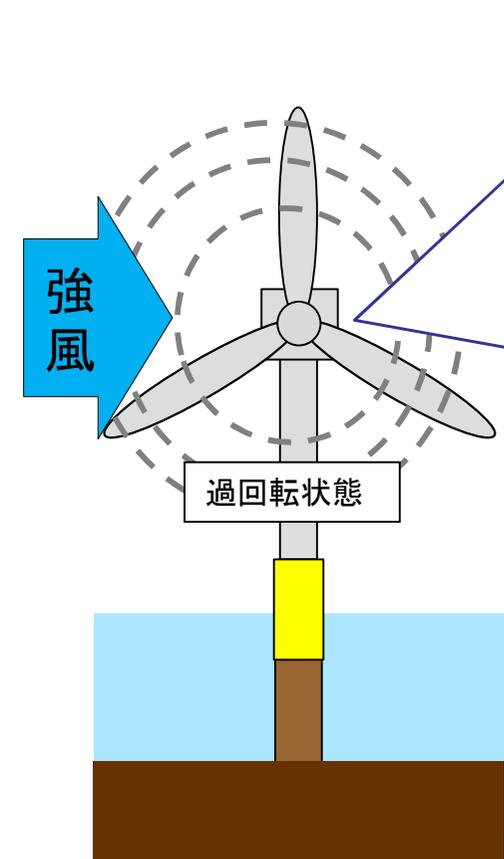
↑ 耐震強化岸壁の利用に支障を及ぼす恐れのある風車 9

2.2 洋上風車の構造

- 風圧及び負荷を遮断したときの最大速度に対し、構造上安全であること。
- 運転中に風車に損傷を与える振動がないこと。

2.3 洋上風車の安全な状態の確保

- 異常事態に、安全かつ自動的に停止するような措置を講ずること。
- 雷撃から風車を保護するような措置を講ずること。

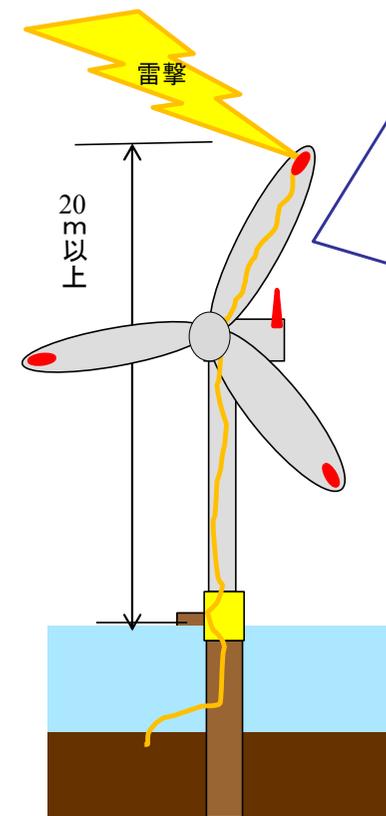


2.2 洋上風車の構造

- ・ 台風等の強風・突風に際し、風車の回転面の制御が不能になった場合にも、風車への受風面積が最大の方向から受ける風圧に耐えうる構造とする。
- ・ 風速や風向の時間的変化による累積疲労に耐えうる構造にする。
- ・ 地震等、風車の運転中に風車に影響を及ぼすような揺れが生じた場合に、風車の回転部を自動停止させる機能を施設する。

2.3 洋上風車の安全な状態の確保

- ・ 速度制御や風向制御を行い、内部故障に備えて非常用発電機を搭載する等、常に安全な状態を維持する。



2.3 洋上風車の安全な状態の確保

- ・ 海水面からの高さが20m以上の場合、20m以上の部分について、レセプタや避雷針等を設置する等の雷撃対策を行う。
- ・ 設置海域に応じて風車への雷撃電荷量を想定して設計。
- ・ なお、日本海側等の落雷頻発地域は600クーロン以上を想定して設計する必要がある。

2.4 取扱者以外の者に対する危険防止措置

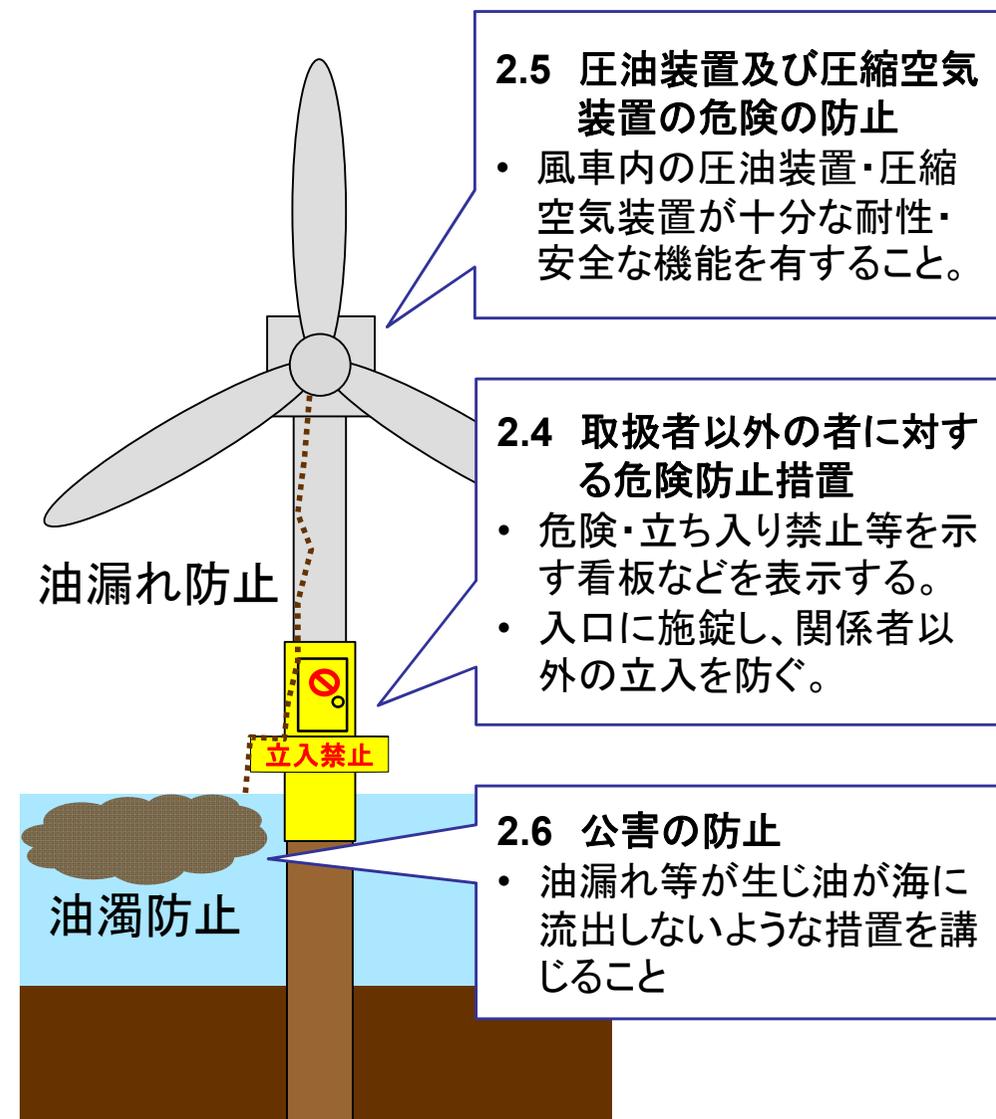
- 見えやすい箇所に当該設備が危険である旨を表示すること。
- 取扱者以外の者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じること。

2.5 圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止

- 圧油装置及び圧縮空気装置の材料及び構造が、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なもの。圧油タンク及び空気タンクは、耐食性を有すること。
- 油圧又は空気圧が低下した場合は、圧力を自動的に回復させるとともに、圧力が上昇した場合は、最高使用圧力に到達する前に低下させる機能、また異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。

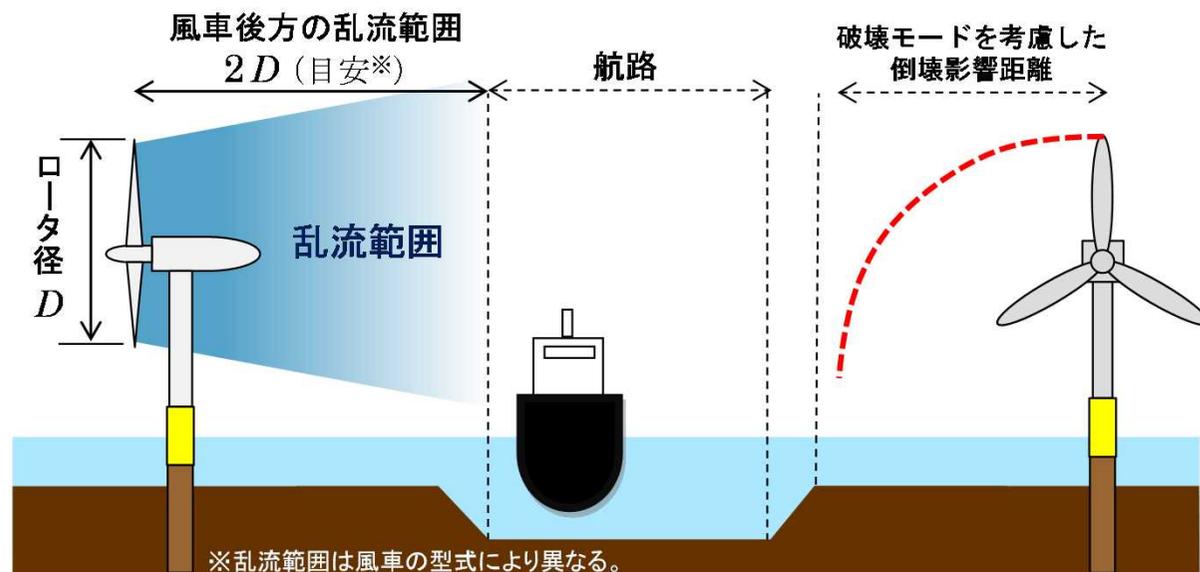
2.6 公害の防止

- 破損その他の事故により、油を含む水が海域に排出、又は海底への浸透により水質汚濁による被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じること。

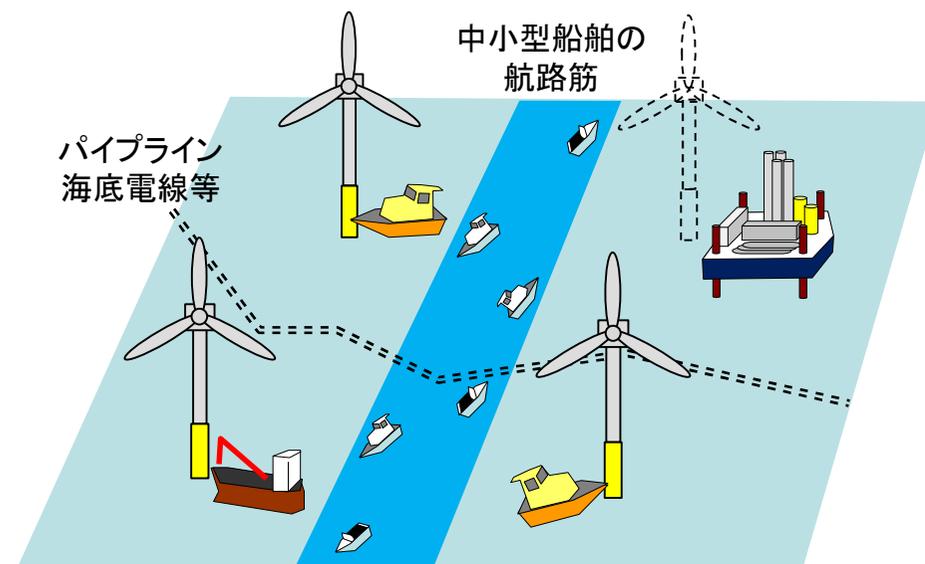


2.7 港湾機能及び周辺海域の利用等に影響を与えない洋上風力発電設備の設置

- 洋上風力発電設備の配置に当たっては、風車後方の乱流や、想定を大幅に上回る作用による洋上風力発電設備の倒壊・崩壊によって、港湾機能に支障が及ばないように、港湾施設等との離隔距離を確保する。
- 同設備の設置により、港湾の開発・利用・保全や周辺海域の利用等に支障が及ばないことを確認する。



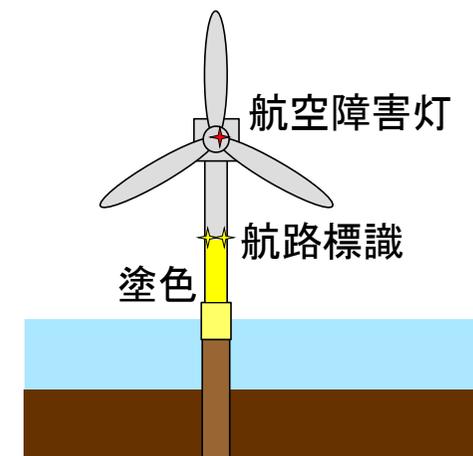
↑ 港湾施設との離隔距離の確保の例



↑ 周辺海域の利用に支障のない設置のイメージ

2.8 航行船舶からの視認性の向上

- 洋上風力発電設備は、昼夜や気象などの環境条件に関わらず、捕捉・識別性を確保するものとする。
- 船舶操船時において他の船舶、地形、航行援助施設等の捕捉・識別性を阻害しないこと。



視認性を向上した洋上風力発電設備の例 →

2.9 船舶等との接触の防止

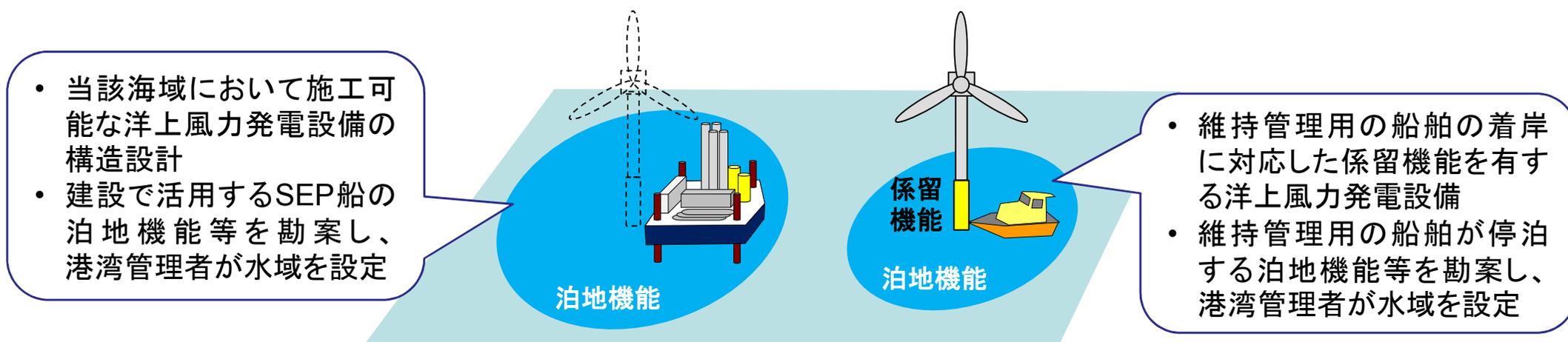
- 回転翼が、航行する船舶に接触しないよう、設置位置やロータ最下点の高さを設定するものとする。

2.10 腐食の防止

- 海水や雨水による金属の腐食を防止する措置を講じるとともに、漂砂による摩耗作用の影響を考慮する。

2.11 施工及び維持管理等への対応

- 適切な設置及び維持管理のため、工事実施や維持管理等の方法を踏まえた構造設計を行うものとする。
- また、船舶による当該設備への人員及び資機材の輸送等に支障が無いことを確認するものとする。



↑ 施工・維持管理への対応の例

2.12 送電線等の敷設

- 海底送電線及び通信ケーブルの敷設は、埋設を原則とし、港湾の利用もしくは保全に支障を与え、港湾計画の遂行を阻害し、その他港湾の開発発展に支障を与えるものであってはならない。

3.1 一般

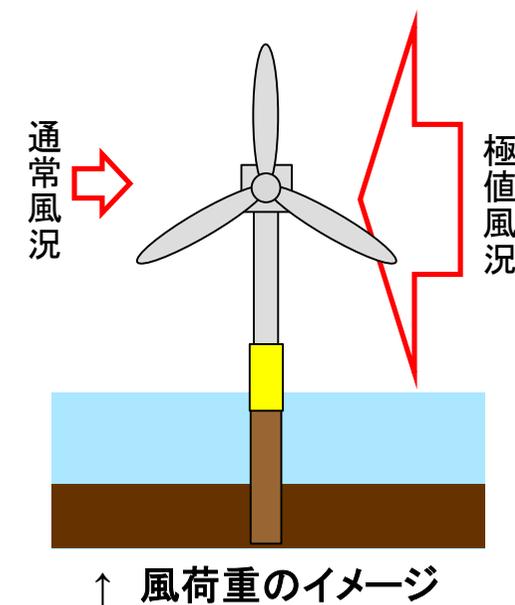
- 本章では、洋上風力発電設備の設計にあたり、電気事業法及び港湾法の各法で定める要求性能を満たす構造設計・照査を行うために、考慮すべき条件等を規定する。

3.2 風荷重

- 現地実測データまたは気象の推算値により、適切に風況条件を定め、洋上風力発電設備に作用する風荷重を設定する。

【解説】

風況条件	解説	設定法
通常条件 ・ 通常乱流モデル ・ 通常風速プロファイルモデル 等	風車の運用中に頻繁に発生する風況条件	現地観測データを評価した結果に基づき、平均風速の出現頻度分布及び乱流強度を定める。
極値条件 ・ 極値風モデル ・ 極値乱流モデル 等	50年再現期間で定義される風況条件	台風・季節風の来襲頻度・強度と、局地的な地形の効果を考慮して50年再現期間の設計風速及び乱流強度を定める。 等



3.3 潮位

- 港湾の施設の設計に用いる潮位の設定方法等に準拠して、洋上風力発電設備の設計に用いる潮位を設定する。

3.4 波浪荷重

- 海象の実測値または推算値をもとに、海況条件に応じた沖波の波浪諸元を求め、浅海域における波浪変形を考慮し、洋上風力発電設備に作用する波浪荷重を設定する。

【解説】

- ・ 風車の運転状況や風況に対応して、海況条件を設定する。

海況条件	解説	波形の標準的な設定法
極値海況 (ESS: Extreme Sea State)	再現期間50年等の海況 (有義波高、周期)	水深や碎波の影響を考慮した非線形不規則波の時刻歴波形
高波浪時海況 (SSS: Severe Sea State)	発電中の風況に対して発生し得る極値海況	
通常海況 (NSS: Normal Sea State)	通常風況に対応した海況	線形不規則波の時刻歴波形

- ・ 港湾基準に準拠して、有義波高 H_s を設定。最高波高は、安全側の設定としてJIS C 1400-3に準拠し、 $H_{max}=1.86H_s$ とする。
- ・ 風と波の方向のばらつきを考慮して、荷重の組合せを設定する。

3.5 地震荷重

- 地震荷重の評価に用いる地震波は、スペクトル適合波、観測地震波、サイト波を用いるものとする。
- スペクトル適合波及び観測地震波については、「風技解釈」に規定される稀に発生する地震動及び極めて稀に発生する地震動を用いるものとする。また、サイト波については、港湾の施設の技術基準に規定されるレベル1地震動 (以下、港湾L1地震動) 及びレベル2地震動 (以下、港湾L2地震動) を用いるものとする。

【解説】

地震波の種類		特徴
スペクトル適合波	稀に発生する地震動	工学的基盤面での基本最大加速度を 64cm/s^2 (64gal) として波形を算定
	極めて稀に発生する地震動	工学的基盤面での基本最大加速度を 320cm/s^2 (320gal) として波形を算定
サイト波	港湾L1地震動	国土技術政策総合研究所 港湾施設研究室のホームページに波形を公開
	港湾L2地震動	中央防災会議等による調査結果、地域防災計画を踏まえて総合的に判断

3.6 地盤の液状化・沈下

- 地震による基礎地盤の液状化、基礎地盤の変状が予想される場合、あらかじめそれらに対する対応を検討するものとする。

【解説】

- 地震により液状化が生じることが判明した場合、液状化防止対策を施すか、液状化が生じても支持構造物の安全性・安定性を確保できる構造とする。

3.7 津波荷重

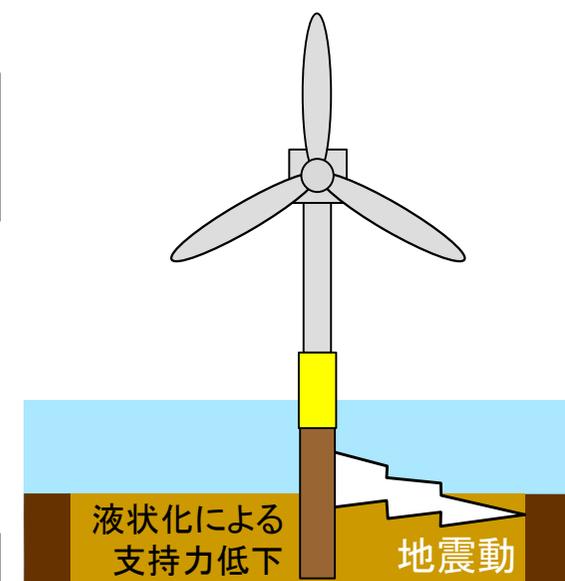
- 洋上風力発電設備を、津波の影響を大きく受ける場所に設置する場合には津波荷重を適切に設定する

3.8 水の流れによる荷重

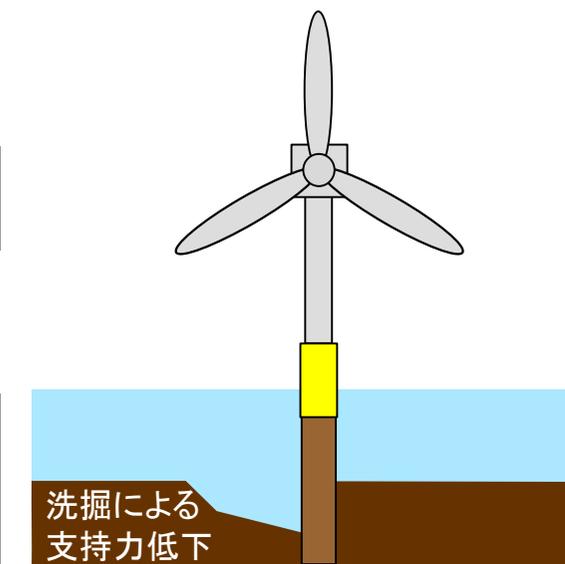
- 潮流や吹送流などの影響を踏まえ、水の流れによる荷重を設定する。

3.9 洗掘

- 設計地盤面の設定にあたっては、波、流れによる支持構造物周辺地盤の洗掘を考慮するものとし、洗掘の影響を受ける場合には、適切な対策をとるものとする。



↑ 海底地盤の液状化のイメージ



↑ 海底地盤の洗掘のイメージ

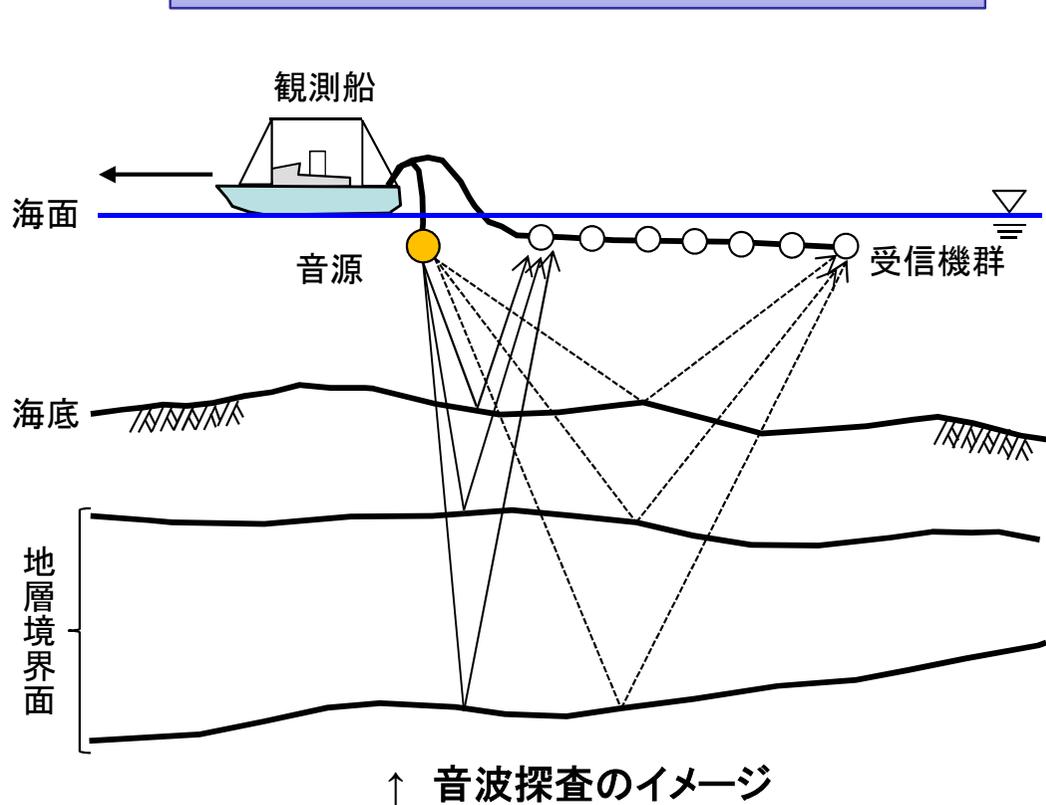
3.10 地盤

- 地盤調査に当たっては、洋上風力発電設備の構造や規模に応じて、当該設備を設置する地点周辺の地盤の性状を適切に評価、地盤の物理的性質、力学的特性、工学的基盤面等を設定する。

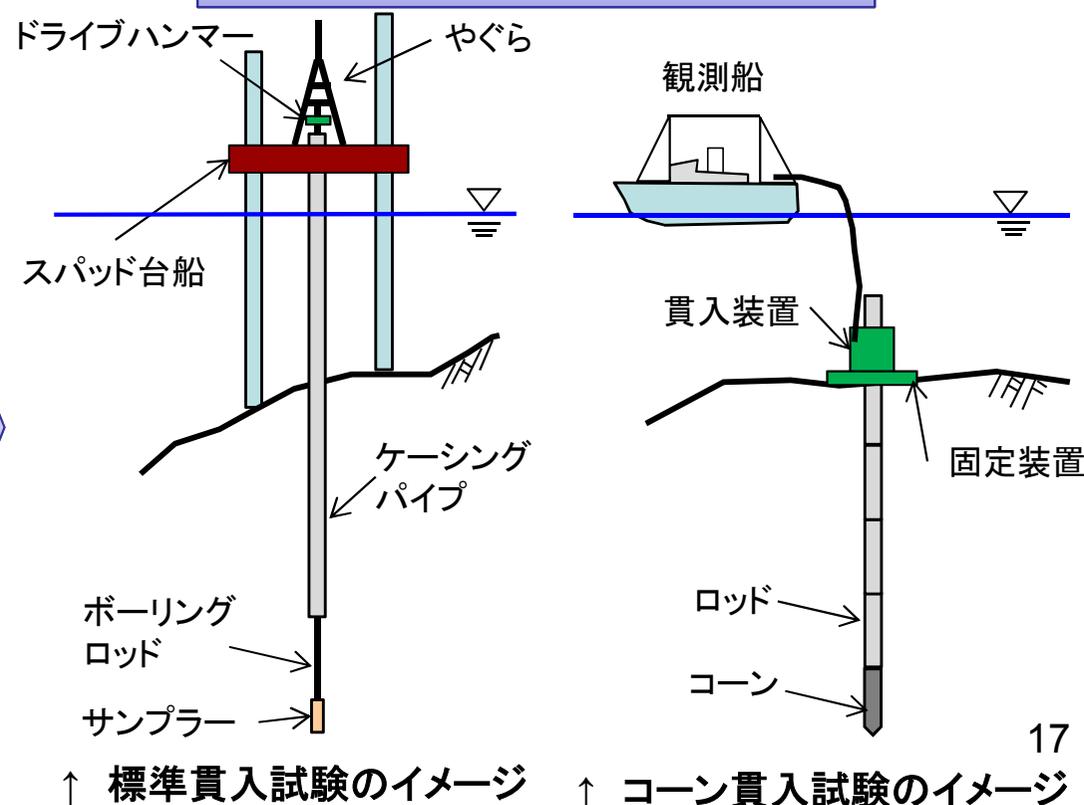
【解説】

- 原位置試験や室内試験を実施するために地盤ボーリングを実施する必要があるため、調査位置や間隔について、予備調査や音波探査結果等を踏まえ、地層の均一性・一様性を考慮して決定することが望ましい。
- 原位置試験については、洋上風車設置位置ごとに行うこととし、標準貫入試験(SPT)及びコーン貫入試験(CPT)を併用してもよいが、CPTを用いる場合、SPTによるデータとの突き合わせを実施することが望ましい。
- また、CPTにより地盤の物理的性質、力学的特性を設定する際には、サンプリングによる室内試験の結果と突き合わせを実施することが望ましい。

音波探査による海底地盤面下の地層探査



地盤ボーリング、原位置試験の実施



3.11 接岸荷重

- 船舶の接岸による作用については、対象船舶の諸元、当該設備の構造、接岸方法、接岸速度等を考慮して、定めるものとする。

3.12 固定荷重・積載荷重

- ブレード、ナセル、タワー等の積載する荷重を設定するものとする。

3.13 その他荷重

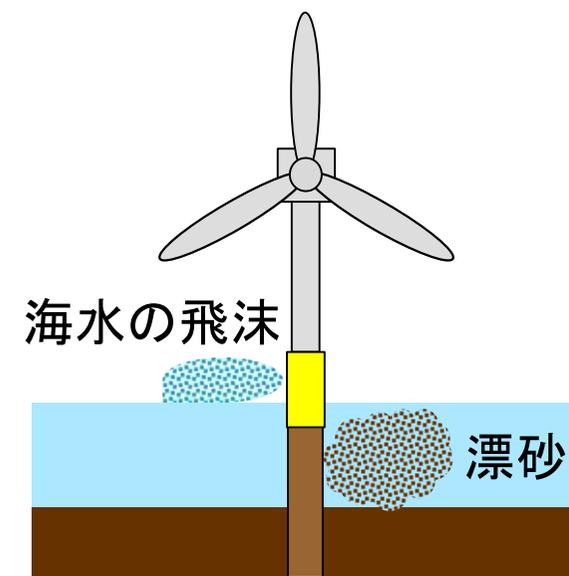
- 前述した荷重の他に、必要に応じて、(1)積雪荷重、(2)海氷・着氷荷重、(3)水圧、(4)海中生物付着、(5)温度変化による荷重、(6)輸送時・施工時荷重の影響を考慮するものとする。

3.14 腐食作用

- 自然状況等の諸条件に応じて、金属の腐食ならびに腐食速度を適切に考慮するものとする。
- また、海底砂の移動による構造表面の摩耗作用(サンドエロージョン・コロージョン)等を考慮するものとする。

3.15 材料

- 支持構造物に使用する材料は、作用、劣化、耐用期間、形状、施工性、経済性、環境に及ぼす影響等を考慮して、適切な材料を選定する。

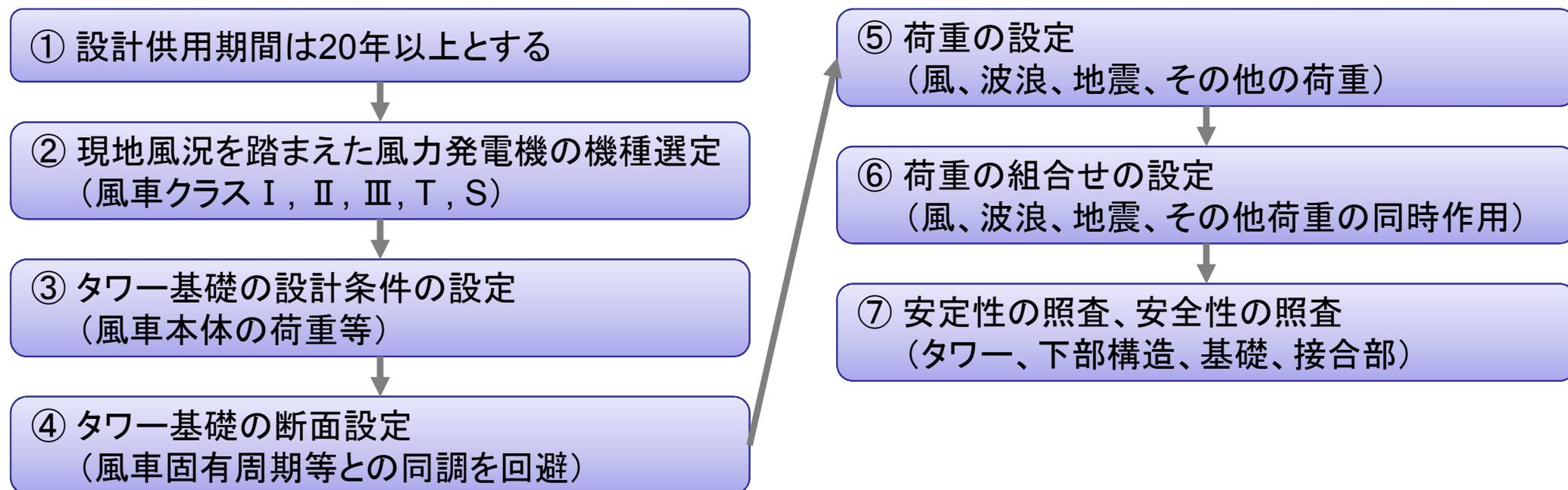


↑ 腐食作用のイメージ

4.1 構造設計の基本方針

- 洋上風力発電設備の支持構造物の構造設計は、以下の点を考慮して行うものとする。
 1. 当該設備の設計供用期間を定めるものとする。
 2. 自然状況、港湾の利用状況、その他の当該設備が置かれる諸条件を勘案する。
 3. 固定荷重、積載荷重、運転時の荷重、風荷重、波浪荷重、地震荷重等の荷重の組合せに対して、所定の安定性・安全性を有することを確認する。
 4. 構造設計の照査方法は、荷重抵抗係数設計法及び許容応力度法を原則とする。
 5. 構造形式の設定にあたっては、各構造形式の特性を考慮し、安定性・経済性・施工性および材料入手性・撤去のしやすさを考慮して決定する。

【洋上風力発電設備の支持構造物の設計手順】



4.2 荷重の組合せ

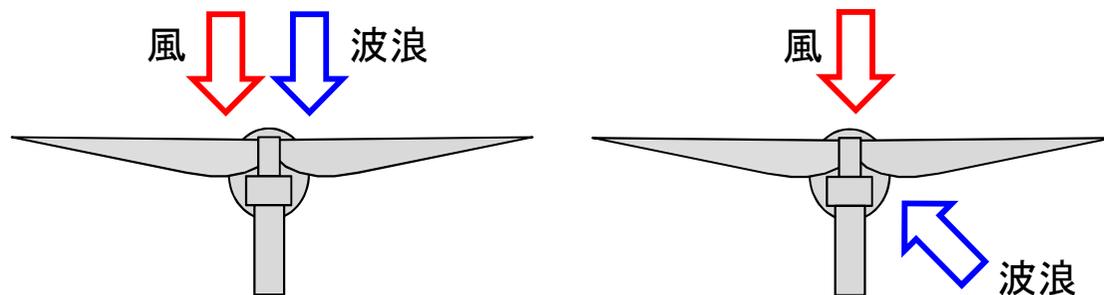
○ 洋上風力発電設備の安全性・安定性の照査は、以下に示す荷重を適切に組合せて行うものとする。

【解説】

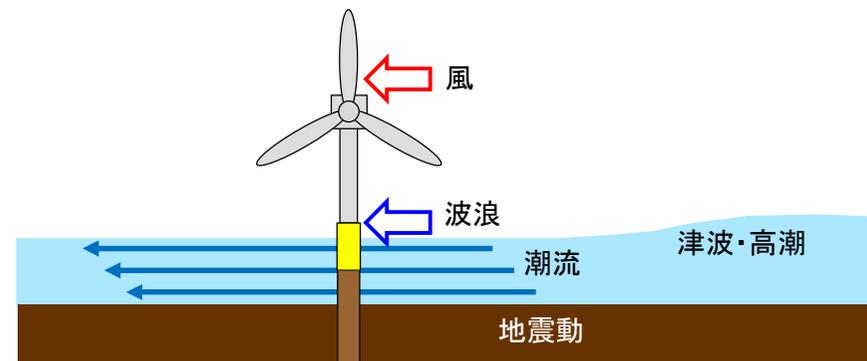
- 洋上風力発電設備には、風、波浪、潮流、水圧、地震動等の荷重が同時かつ多方面から作用するため、様々な荷重の組合せに対して安全性・安定性を照査することが不可欠。
- 照査に用いる荷重の組合せは、風及び波の荷重の組合せケースについてはJIS C1400-3に準拠するとともに、地震や津波といった我が国特有の条件を追加する。

風車の運転状況等に応じて作用する荷重の組合せの例

風車の運転状態等	荷重の組合せ					
	風条件	波浪	風と波の方向	潮流	海水面	その他
○ 起動時(カットイン)	・ 通常風況 ・ 極値風況 ・ 突風	・ 通常海況 ・ 極値海況 ・ 高波浪時海況	・ 同一方向 ・ 方向のばらつき	・ 通常水流 ・ 極値水流	・ 満潮位 ・ 高潮	・ 地震動 ・ 津波荷重 ・ 海水荷重
○ 発電中						
○ 停止時(カットアウト)						
○ 停止中						
○ 故障時						
○ 地震発生時						
○ 津波発生時						



↑ 風と波の方向の例



↑ 洋上風力発電設備に作用する複数荷重の例

4.3 荷重抵抗係数設計法

- 構造物又は構造部材の安定性・安全性の照査にあたっては、設計荷重効果 S_d が設計耐力 R_d 以下となることを確認する。

$$\begin{array}{c}
 \text{荷重係数} \\
 \boxed{\gamma_f}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{特性荷重} \\
 \text{効果} \\
 \boxed{S_k}
 \end{array}
 \leq
 \begin{array}{c}
 \frac{1}{\boxed{\gamma_n}} \\
 \text{損傷結果に対する部分安全係数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \frac{1}{\boxed{\gamma_m}} \\
 \text{材料に関する安全係数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{部材耐力} \\
 \text{の特性値} \\
 \boxed{R_k}
 \end{array}
 \iff
 S_d \leq R_d$$

【解説】

係数等	解説
荷重係数 γ_f	○ 荷重に対する様々な不確実性の要因を考慮して設定される係数。
特性荷重効果 S_k	○ 荷重効果のバラツキを考慮して設定される平均値、最大値等の特性値
損傷結果に対する部分安全係数 γ_n	○ 寸法効果、許容誤差、紫外線、湿度などの外部作用による劣化、通常では検知されない欠陥などを考慮して設定される係数。
材料に関する安全係数 γ_m	○ 材料に対する様々な不確実性の要因を考慮して設定される係数。
部材耐力の特性値 R_k	○ 部材耐力のバラツキを考慮して設定される平均値、最小値等の特性値

4.4 許容応力度設計法

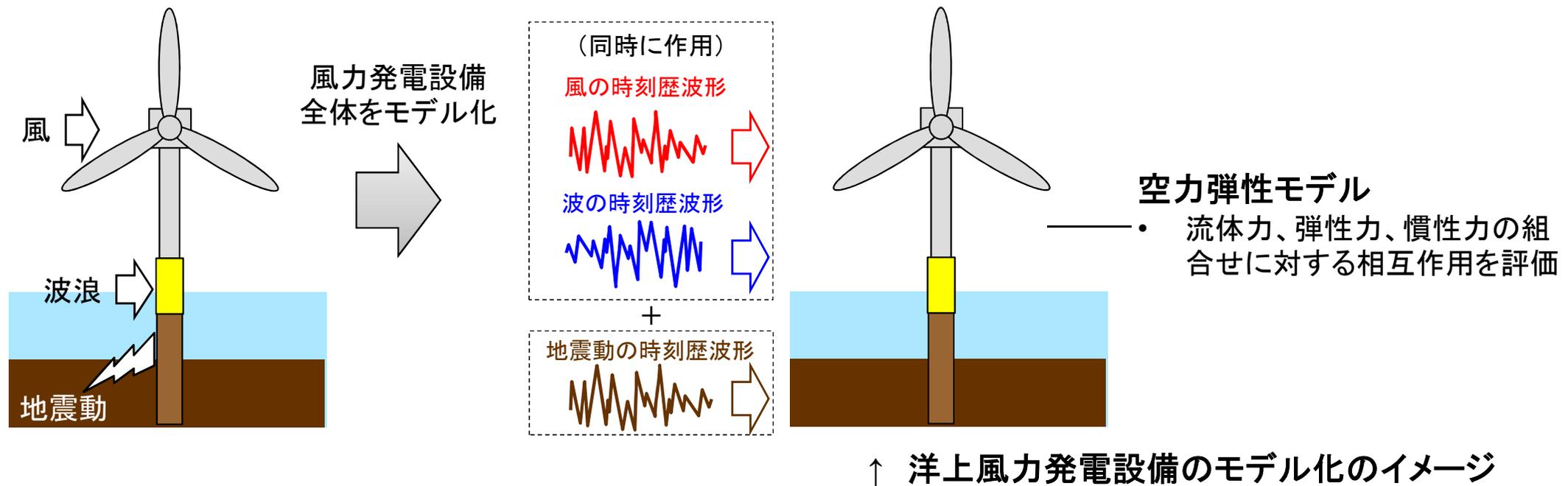
- 許容応力度設計法により支持構造物の安定性・安全性を照査する場合は、発生応力度 σ が許容応力度 σ_a 以下となることを確認する。

※ 照査は、荷重抵抗係数法または許容応力度法のいずれかの方法で実施するものとする。

4.5 構造解析

- 洋上風力発電設備全体について、荷重および荷重効果の計算を実施することを基本とする。
- 荷重および荷重効果の計算は、該当する外部条件の組合せに対して洋上風力発電設備の構造の動的応答を適切に考慮した方法(動的解析)を用いて行わなければならない。

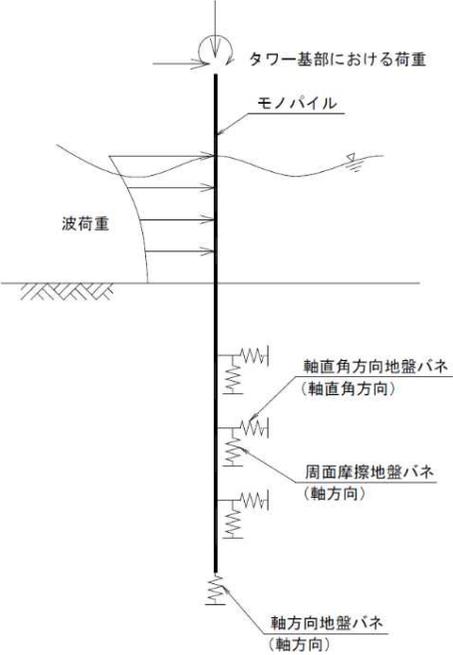
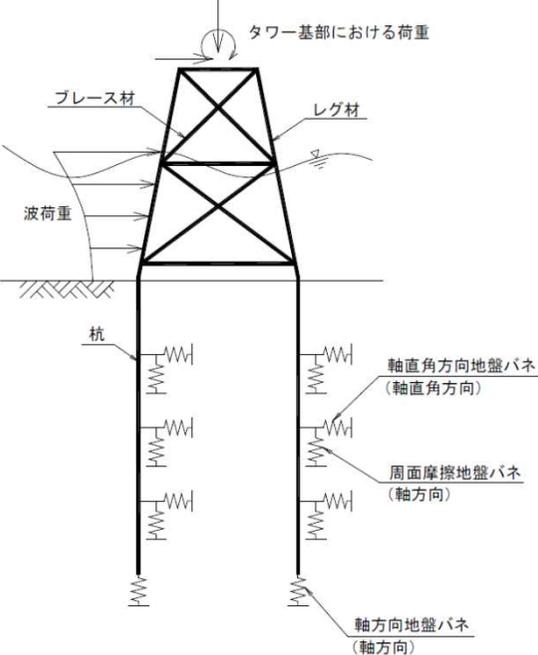
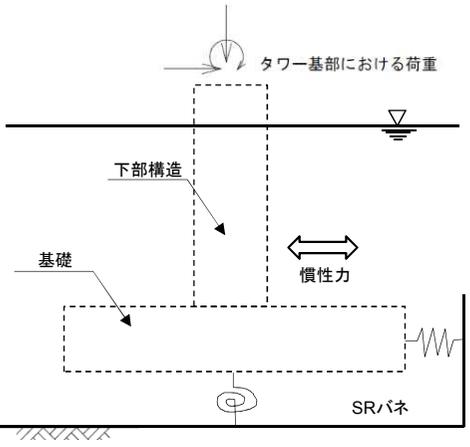
【解説】



4.6 タワーの設計に関する事項

- 技術基準解説においては、鋼製円筒形モノポール支持式を対象とする。
- 2.1 で定める洋上風力発電設備の要求性能を満足する安全性・安定性を有すること。
- 風、波荷重などの繰り返し作用による疲労の影響を考慮すること。

4.7~4.9 各基礎構造の設計に関する事項

	モノパイル基礎	ジャケット基礎	重力式基礎
構造計算の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海底面以深の杭および地盤の作用を考慮した骨組解析により構造計算を実施することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海底面以深の杭および地盤の作用を含めた考慮した3次元の骨組解析による構造計算を実施することを基本とする。 ○ 骨組解析による構造計算を実施する際は、ジャケットのトラス構造形状を考慮し、部材に作用する荷重を適切に設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重力式基礎の構造計算は、下部構造および基礎を含めた3次元の骨組解析等による構造計算を基本とする。 ○ 重力式基礎の下部構造および基礎の形状を考慮し、部材に作用する荷重を適切に設定する。
解析モデルのイメージ			<p>(地震時の場合)</p> 

4.7~4.9 各基礎構造の設計に関する事項

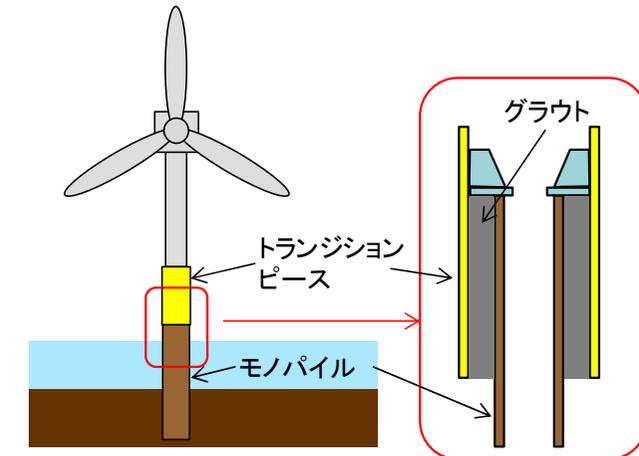
	モノパイル基礎	ジャケット基礎	重力式基礎
(支持力・滑動・転倒) 安定性の照査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せにより生じる押し込み力、引き抜き力が設計支持力を上回らないこと。 ○ 海底地盤への根入れ長は、十分な安全性を有するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せにより鋼管杭に生じる押し込み力、引き抜き力が設計支持力を上回らないこと。 ○ 極めて稀に発生する地震動等の作用により鋼管杭に生じる押し込み力、引き抜き力が設計支持力を上回らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せの作用に対して安定を確保すること。 ○ 極めて稀に発生する地震等の作用に対して、倒壊・崩壊しないことを確認すること。
(部材応力度) 安全性の照査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せの作用により生じる部材断面力が設計耐力を上回らないこと。 ○ 風、波荷重などの繰り返し作用による疲労の影響を考慮すること。 ○ 海洋環境下における、長期間における耐久性を考慮すること。 ○ 極めて稀に発生する地震動等の作用により、倒壊・崩壊しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せの作用により生じる部材断面力が設計耐力を上回らないこと。 ○ 風、波荷重などの繰り返し作用による疲労の影響を考慮すること。 ○ 海洋環境下における、長期間における耐久性を考慮すること。 ○ 極めて稀に発生する地震動等の作用により、倒壊・崩壊しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各荷重の組合せの作用により生じる部材断面力が終局限界状態での設計耐力を上回らないこと。 ○ 鋼部材に対しては、風、波などの繰り返し作用による疲労の影響を考慮すること。 ○ 海洋環境下における、長期間における耐久性を考慮すること。 ○ 極めて稀に発生する地震等の作用により、倒壊・崩壊しないこと。

4.10 接合部の設計に関する事項

- 接合部を構成する部材（鋼材、コンクリート、ずれ止め、グラウトなど）は、いかなる荷重の組み合わせにおいても、部材に生じる荷重効果が設計耐力を上回らないように設計する。

各構造形式の接合部の例

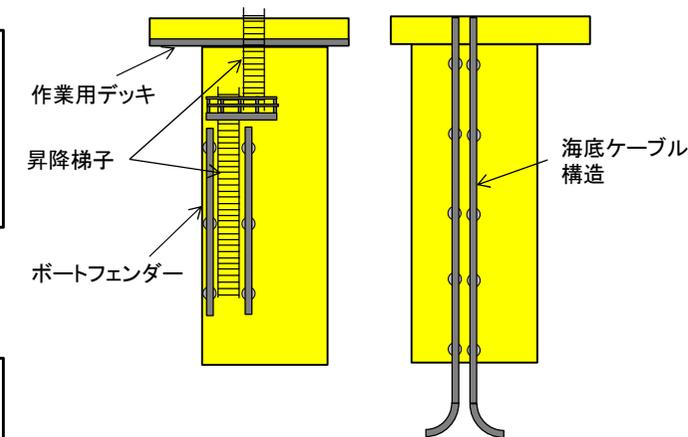
形式	タワーと下部構造の間	下部構造と基礎の間
モノパイル基礎	タワー下端とトランジッションピースの間でのボルト接合部	トランジッションピースと鋼管杭の間でのグラウト接合部
ジャケット構造	タワー下端とジャケット構造の間での鋼構造接合部	ジャケット構造と鋼管杭の間でのグラウト接合部
重力式構造 (下部構造がコンクリートの場合)	タワー下端とコンクリート躯体の間での接合部	下部構造とフーチング基礎の接合部



↑ トランジッションピースと鋼管杭の間でのグラウト接合のイメージ

4.11 運転や維持管理に必要な設備の設計に関する事項

- 洋上風力発電設備の運転や維持管理に必要な設備については自重、稀に発生する地震動、港湾L1地震動、船舶の接岸、載荷重等の作用により損傷せず、発電設備としての機能を満足するものとする。



↑ 運転や維持管理に必要な設備の例

4.12 防食

- 防食法の選定にあたっては、環境条件、耐用年数、経済性、施工性等を考慮して、適切な工法を選定することとする。